

# 平成20年4月1日から 後期高齢者医療制度が始まります

これまでの老人保健制度は、4月1日から75歳以上の方(65歳以上の一定の障害のある方を含む)を対象に、高齢者にふさわしい医療が受けられるように制度設計された新しい医療制度『後期高齢者医療制度』に変わります。  
制度の運営は、岐阜県後期高齢者医療広域連

合が行い、市は保険料の徴収や窓口業務(申請・届出の受け付けなど)を行います。  
問い合わせ 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368、市高齢福祉課高齢福祉係 ☎26-2111(内線123・124)

## 対象となる人

75歳以上の方全員と65歳から74歳の方で一定の障害があり、岐阜県後期高齢者広域連合(広域連合)の認定を受けた方が対象となります。

## 資格を取得するとき

75歳以上の方は4月1日から、74歳までの方は75歳の誕生日から、65歳から74歳の方で一定の障害があり広域連合の認定を受けた方は、認定日から資格取得となります。65歳以上の老人保健制度で障害認定を受けた方は、広域連合の認定を受けたものとみなされます。なお65歳から74歳の障害認定を受けた方は、届出をすることで後期高齢者医療制度から脱退し、今までの医療保険に引き続き加入することもできます。

## 制度のしくみ

この制度は、対象となる人にかかる医療費総額のうち、約5割を公費(国・県・市)、約4割を74歳までの方が加入する医療保険の支援金(若年者の保険料)、残りの1割を対象となる人全員が保険料として負担し運営する独立した医療保険制度です。

## 保険料は4月分から必要

制度にかかる保険料は、平成20年4月分からのとおりご負担いただきます。

## 保険料の算出

後期高齢者医療制度の保険料率は、岐阜県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。(平成20・21年度保険料率は【表1】)  
保険料額は、被保険者一人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で個人ごとに決められます。  
(注意)特別な理由なく長期間保険料を滞納したときは、医療費がいったん全額自己負担となることがあります。

【表1】平成20・21年度保険料率(年額)

被保険者均等割額	39,310円
所得割額	基礎控除後の総所得金額等 × 7.39%
限度額は	50万円(年額)となります

**保険料の軽減** 所得の少ない世帯に属する方(世帯主および被保険者の所得に応じて、保険料の被保険者均等割が軽減されます。被用者保険の被扶養者であった方)制度施行時から2年間は被保険者均等割額、所得割額が軽減されます

## 新しい被保険者証を交付

被保険者の方には、1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。被保険者証は水色でカードサイズとなります。



新しく交付される後期高齢者医療被保険者証

4月1日の制度開始から被保険者となる方には、被保険者証(8シ写真)が3月中旬に広域連合から郵送されます。4月1日の制度開始まで大切に保管してください。

(注意)3月中旬に市から郵送される新しい国民健康保険被保険者証には、4月1日から後期高齢者医療制度に加入される方の記載がありませんのでご注意ください。  
75歳以上の社会保険加入者で、74歳までの扶養者がある場合、後期高齢者医療制度に加入の際、社会保険の資格を喪失するため、扶養者が無保険状態になる恐れがあります。4月1日以降の扶養者の保険加入手続きを行ってください。

## 自己負担割合を決める所得区分

現役並み所得者(同一世帯に一人の課税所得が145万円以上の被保険者)があり、次の または に該当する方。 単身世帯で、年金+給与収入が383万円以上 2人以上で、年金+給与収入が520万円以上 被保険者のみで計算。 課税所得145万円以上の方がいても、年収が または に満たない方は、申請により『一般』となります。 低所得者(世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を

【表2】入院時の食費の標準負担額(1食)

現役並み所得者および一般	260円	
低所得者	90日以内	210円
	90日以上	160円
低所得者	100円	

【表3】療養病床入院時の食事・居住費の標準負担額

所得区分	1食の食費	1日の居住費
現役並み所得者および一般	460円	320円
低所得者	210円	320円
低所得者	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

(表2)・(表3)

## 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、食費の標準負担額を自己負担します。また療養病床に入院した場合は、食費と居住費の一部を自己負担します。

## 医療機関での自己負担

医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)です。

80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

低所得者(世帯の全員が住民税非課税の方(低所得 以外)  
一般(現役並み所得者、低所得者 以外の方

## 医療費が高額になったとき

1カ月の医療費が高額になったときは、該当者に案内文書と申請書が送付されます。申請をすると自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(表4)

【表4】自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (過去12カ月以内に限度額を超えた回数4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

ただし、老人保健制度において申請をされた方は、後期高齢者医療制度に引き継がれるので、再度申請をする必要はありません。

高額医療・高額介護合算制度(高額介護合算療養費) 同じ世帯で、後期高齢者医療と介護保険の自己負担がある場合に、1年間に支払った自己負担を合算し、左記の限度額を超えた場合に、超えた分が支給されます。(表5)

【表5】自己負担限度額(毎年8月から翌年7月までが対象)

現役並み所得者	67万円(89万円)
一般	56万円(75万円)
低所得者	31万円(41万円)
低所得者	19万円(25万円)

平成20年度については、平成20年4月から平成21年7月までを期間とし、( )内の額を適用します。ただし、平成20年8月以降に自己負担が集中している場合などは、通常の限度額を適用します

## 後から費用が支給される場合

やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したとき  
コルセットなどの補装具代がかかったとき  
医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき  
柔道整復師の施術を受けたとき  
医師の指示による入院・転院などの移送に費用がかかったとき

## 葬祭費5万円を支給

被保険者が亡くなった場合、市に申請すると、葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。